



定額減税の実施について

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

控除額

1人当たりの控除額は以下の通りです。

$$\text{控除額} \quad 40,000\text{円} = \text{所得税} \quad 30,000\text{円} + \text{住民税} \quad 10,000\text{円}$$

例

【所得税】生計配偶者：有 扶養親族：2名の場合 → 計3名
30,000円（本人分）+ 30,000円×3名=120,000円（月次減税額）

【住民税】同一生計配偶者：有 扶養親族：2名の場合 → 計3名
10,000円（本人分）+ 10,000円×3名=40,000円



所得税控除方法

令和6年6月1日以後最初に支払う給与（賞与）から月次減税額を控除します。控除しきれない分は翌月以降に繰越して控除します。

※6月2日以降の入社や扶養追加は年末調整での対応になるため、月次給与・賞与では控除されません。

控除しきれる場合

控除前の
源泉徴収税額

月次減税額を
全額を控除

6月賞与

6月給与

控除しきれない場合

控除しきれなかった月次減税額の
残額を繰り越して控除する

一部を控除

控除

6月賞与

6月給与

住民税控除方法

前年の合計所得金額が1,805万円以下の方を対象に令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。令和6年6月分給与では住民税の特別徴収をおこないません。定額減税後の住民税の額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分の給与で特別徴収が行われます。

給与明細確認方法

給与明細書に定額減税の処理状況が記載されます。

減税額を控除した場合明細書には、その月に控除した金額が記載されます。

記載例：定額減税××円